

ふるさと納税寄附者の個人情報に係る事務処理誤りについて

堺市において、ふるさと納税によるご寄附をいただいた方の個人情報を含むデータを、庁内総務担当課あてに庁内 LAN メールにて誤送信する事案が発生しました。本件の概略は、以下のとおりです。

このような事態を招き、ご寄附いただいた方に深くお詫びいたしますとともに、再発防止に向け、個人情報の適正管理に努めてまいります。なお、庁外への情報流出については現在のところ、確認されておりません。

1 経過

- ・ 令和 4 年 10 月 21 日（金）午後 3 時 10 分頃、庁内総務担当課あてにふるさと納税の令和 5 年度当初予算の要求事務に関する連絡事項をエクセルファイル添付のうえメール送信しました。
- ・ その後、同日午後 3 時 50 分頃、「メールの添付ファイル内に個人情報が含まれているシートがある。」と当該メールを受信した他部署の職員から情報提供がありました。
- ・ 情報提供を受け、直ちに送信メールと添付ファイルを確認したところ、当該ファイルに本来削除すべき個人情報が含まれたデータを送信していたことが判明しました。
- ・ その後、直ちにメール送信部署に架電のうえ、先ほど送付した個人情報が含まれたデータを削除するよう指示しました。

2 発生原因

- ・ メール送付前に担当者が添付データの確認を怠ったこと、また、課内で確認ができていなかったこと。
- ・ 個人情報が含まれるファイルについては、パスワードを設定する必要があったが、設定していなかったこと。

3 対象の個人情報の項目及び件数

- ・ 項目 寄附者氏名、住所、寄附金額、寄附金の使いみち、申込ツール（サイト名）、納付方法（クレジットカード支払、銀行振込等）
- ・ 件数 8,860 名分（令和 3 年度及び令和 4 年度 4 月から 9 月の総数）

4 対象の個人情報のメール誤送付先件数

- ・ 24 部署（庁内総務担当課）

5 対応状況

- ・ 個人情報が添付されていることが判明後、すぐにメール送信部署に対し、メールと電話にて送付メールと添付データを削除するように依頼しました。既に転送している部署については、転送先の各所属長に対し、メールボックスから確実に削除し、確認後に報告するよう依頼しました。

6 再発防止策

- ・ メール送信時のチェックリストを作成し、既存の業務マニュアルに添付誤りがないかを確認する項目を明記します。
- ・ データを送信する際は他者がダブルチェックを行い、添付ファイルについて間違いないか確認を徹底します。
- ・ 個人情報を含むファイルへのパスワード設定を徹底します。

問 い 合 わ せ 先	担 当 課 : 財政局 財政部 資金課 電 話 : 072-228-7191 ファックス : 072-228-7856
----------------------------	---